

## はじめに

宅地開発の技術基準は各地で発生した震災をきっかけに見直され、平成18年には宅地造成等規制法等が改正されました。この改正で、新規宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準が法令上明確となり、またこのことをふまえ平成19年には「宅地防災マニュアル」が宅地耐震技術基準の追加を軸に改定されました。

この「宅地防災マニュアル（第二次改訂版）」は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事及び都市計画法に基づく開発行為の許可等に当たっての防災措置に関する基本的な考え方や具体的な手法を体系的にまとめたものであり、各行政庁においてはこの「宅地防災マニュアル（第二次改訂版）」を運用して、指導、許認可を行なってきた経過があります。

一方で、平成19年の建築基準法の建築確認・検査の厳格化を趣旨とした改正を受け、特に神奈川県内的一部の行政庁では、近年懸念される東海地震をはじめとする大規模地震対策の一環として、開発許可申請及び確認申請に際し、2mを超える擁壁について地震時の検討を義務付けることになりました。

こうした状況を踏まえ、神奈川県内の八市で構成する開発許可研究協議会では、地震時の検討を含む基準の統一化、及び標準構造図を作成し、許認可事務の迅速化や設計者の負担軽減を図ることのできる共通した構造基準の策定が必要と考え、「宅地防災マニュアル（第二次改訂版）」に準拠する基準の作成を目標に、検討を重ねてきました。

本冊子は、その成果として、擁壁の一般基準、鉄筋コンクリート造擁壁の標準構造図及び構造計算例を取りまとめたものになっています。

基準策定の趣旨をご理解いただき、本冊子を安全な宅地の供給に活用されますよう願っております。